

議 長 日程第3「議案第57号松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 それでは報告いたします。令和6年12月6日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、令和6年12月5日、6日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和6年第4回議会定例会において付託された議案第57号松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、施設名変更の理由、今後の利用見込みや県内市町の利用料金の比較等、詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査しました。

審査の結果、適切なものであると判断しました。

なお、持続的な施設運営を図るために、適正な利用料金を維持できるように、必要に応じて確認、検討されたい。以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

11番 飯 田 このですね、議案第57号のですね、使用料金についてちょっとお伺いしたいと思います。町内にはですね、いろんなスポーツ団体がありまして、その中でもこのグラウンドを利用するですね、と思われる団体、クラブがですね、松田イレブンとか、あるいはその上の、もう少し年齢が高い人たちが行っているサッカー団体もあるみたいですね。それとですね、あと、学校なんかでも小学生、中学生、学校で例えばそうなるか分からないんですけど、授業の、体育の授業であそこを使いたいというふうなね、ケースが生まれた場合にですね、スポー

ツを通して青少年の健全育成を図るためにもですね、この使用料金、見てみま  
すと1時間平日で1,500円ですよね。それで、土・日・祝日は1時間2,000円と  
いう、この料金はですね、非常に負担が重いんじゃないかと思うんですね。そ  
ういう方たちにとって。その辺の料金体系というんですかね、そういう人たち  
の料金について、委員会の中で検討されたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

6 番 古 谷 今の件ですけども、ほとんど自己使用になっちゃうということで、1時間当  
たり、町内の方、あと宿泊された方については2,000円ということ。一般  
の方については、町外の方については4,000円ということになっております。  
町内の方については、こういう減免というか、半額の金額になっておりますし、  
あと登録団体、町の登録団体になっている方も、こういう2,000円の料金で使  
えるということになっております。以上です。

1 1 番 飯 田 私が質問したのはですね、その青少年とかそういう学校関係者が使うとい  
うことで、もう少し値段を下げられないかというふうなことで、委員会の中で検討  
が行われたかどうかを確認しているのであって、この説明じゃないんですよ。  
その辺はいかがですか。検討したのかしないのか。

8 番 田 代 小・中学生、プロ団体については、当然義務教育施設である小学校、中学校  
で、ある程度の利用はされております。今回は別にここの人工芝のグラウンド  
を使うということで、半額減免という解釈で、そういった検討をさせていただきました。  
基本的には小学校の授業、中学校の授業は学校施設で、ここの芝生  
を使うことについては、登録団体並びに小・中学生でも受益者負担。そのかわ  
り減免というふうな検討をさせていただきました。

1 1 番 飯 田 そうしますと、町内のそういうふうな団体で、登録団体であっても特にそれ  
だからといって割引はないというふうなことでよろしいでしょうか。

8 番 田 代 一般では4,000円です。それに対してここの…ごめんなさい、町内居住者、宿  
泊者、それとスポーツ登録団体、10人の組織であれば、その半分以上が町内  
の方であれば利用できるということで、減免措置50%ということで審議いたしま  
した。以上です。

11番 飯田 ちよつとそういう町内のそういうスポーツ団体、それに対してはちよつとこの金額では高いと思うんですが、まあそういうことであるならば了解します。以上です。

8番 田代 例えば町内のサッカー団体、河川敷の酒匂川親水広場でメインで行っております。それについては、当然無料ということで行っています。ここについては、それなりの1億2,000万をかけた施設です。それについて、今度は15年後ぐらいには5,000万円ほどの芝生の張り替えも出ます。そういったことも考慮して、やはり受益者負担が必要だと。それを均等ではなくて、半額減免の50%と、このように解釈して私ども産業厚生委員会は賛成をいたしました。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかには質疑ございますか。

10番 南雲 ナイター設備の従前からなんですけど、6,000円で町内の方が4,000円ということで、これは半額になっていないということなんですけれども、1時間当たりのナイターを使った場合の電気料の積算をされたかどうかを伺います。

6番 古谷 それについて、積算というよりも、今、水銀灯を使っているということで、非常に料金かかるということの中で、従前どおりの4,000円ということになっております。あと、この後ですね、LED等になればですね、また料金は設定が変わってくると思います。そのような関係です。

議 長 よろしいですか。ほかには何か質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第57号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第57号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決することに賛成

の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議

長 暫時休憩いたします。休憩中に議会全員協議会を開催しますので、議員及び町長ほか補助説明者は1時55分までに大会議室にお集まりください。

(13時41分)